

## 空家等に関する法律相談事務処理要領

平成30年11月12日決定

(趣旨)

第1条 この事務処理要領は、常総市と茨城県弁護士会との間で締結した空家等対策の推進に関する協定（平成30年11月12日締結。以下「協定」という。）第5条第1項の規定に基づき、空家等に関する法律相談における事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この事務処理要領で使用する用語は、協定で使用する用語の例による。

(法律相談の申込み)

第3条 常総市長（以下「市長」という。）は、協定第3条第1号の規定により所有者等からの空家等の登記、相続等に関する法律相談を受けようとするときは、当該所有者等から空家等相談申込書（様式第1号）により申込みを受けるものとする。

(推薦の要請)

第4条 市長は、協定第3条第1号の規定により茨城県弁護士会会長（以下「会長」という）へ会員の推薦を要請しようとするときは、空家等の相談に関する協力依頼書（様式第2号）に、空家等相談申込書の写しを添えて行うものとする。

(弁護士の推薦)

第5条 会長は、協定第4条第1号の規定により会員である弁護士を推薦しようとするときは、協力事業者選定報告書（様式第3号）により行うものとする。

(弁護士の紹介)

第6条 市長は、前条の規定により弁護士の推薦を受けたときは、法律相談を申し込んだ所有者等に対し、協力事業者決定通知書（様式第4号）により当該弁護士を紹介するものとする。

(法律相談の結果報告)

第7条 前条の規定により所有者等に紹介された弁護士は、当該所有者等との法律相談を完了したときは、速やかに、空家等相談結果報告書（様式第5号）により市長にその結果を報告するものとする。

(弁護士の事前推薦)

第8条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、会長は、所有者等からの空家等に関する法律相談に備えるため、事前にその会員を市長に推薦しておくことができる。この場合において、市長は、第3条の規定による申込みがあったときは、第6条の規定にかかわらず、事前に推薦を受けている弁護士を所有者等に紹介するものとする。

2 前項の規定により弁護士を所有者等に紹介した場合における前条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは、「次条第1項」とする。

(補則)

第9条 この事務処理要領に定めるもののほか、空家等に関する法律相談の事務処理に係る必要な事項は、市長が会長と協議して定める。

附 則

この事務処理要領は、平成30年11月12日から実施する。

## 空家等に関する法律相談事務処理要領

平成30年11月12日決定

(趣旨)

第1条 この事務処理要領は、常総市と茨城司法書士会との間で締結した空家等対策の推進に関する協定（平成30年11月12日締結。以下「協定」という。）第5条第1項の規定に基づき、空家等に関する法律相談における事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この事務処理要領で使用する用語は、協定で使用する用語の例による。

(法律相談の申込み)

第3条 常総市長（以下「市長」という。）は、協定第3条第1号の規定により所有者等からの空家等の登記、相続等に関する法律相談を受けようとするときは、当該所有者等から空家等相談申込書（様式第1号）により申込みを受けるものとする。

(推薦の要請)

第4条 市長は、協定第3条第1号の規定により茨城司法書士会会長（以下「会長」という）へ会員の推薦を要請しようとするときは、空家等の相談に関する協力依頼書（様式第2号）に、空家等相談申込書の写しを添えて行うものとする。

(司法書士の推薦)

第5条 会長は、協定第4条第1号の規定により会員である司法書士を推薦しようとするときは、協力事業者選定報告書（様式第3号）により行うものとする。

(司法書士の紹介)

第6条 市長は、前条の規定により司法書士の推薦を受けたときは、法律相談を申し込んだ所有者等に対し、協力事業者決定通知書（様式第4号）により当該司法書士を紹介するものとする。

(法律相談の結果報告)

第7条 前条の規定により所有者等に紹介された司法書士は、当該所有者等との法律相談を完了したときは、速やかに、空家等相談結果報告書（様式第5号）により市長にその結果を報告するものとする。

(司法書士の事前推薦)

第8条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、会長は、所有者等からの空家等に関する法律相談に備えるため、事前にその会員を市長に推薦しておくことができる。この場合において、市長は、第3条の規定による申込みがあったときは、第6条の規定にかかわらず、事前に推薦を受けている司法書士を所有者等に紹介するものとする。

2 前項の規定により司法書士を所有者等に紹介した場合における前条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは、「次条第1項」とする。

(補則)

第9条 この事務処理要領に定めるもののほか、空家等に関する法律相談の事務処理に係る必要な事項は、市長が会長と協議して定める。

附 則

この事務処理要領は、平成30年11月12日から実施する。

## 空家等に関する利活用相談事務処理要領

平成30年11月12日決定

(趣旨)

第1条 この事務処理要領は、常総市と一般社団法人茨城県建築士会との間で締結した空家等対策の推進に関する協定（平成30年11月12日締結。以下「協定」という。）第5条第1項の規定に基づき、空家等の利活用に関する相談における事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この事務処理要領で使用する用語は、協定で使用する用語の例による。

(利活用相談の申込み)

第3条 常総市長（以下「市長」という。）は、協定第3条第1号の規定により所有者等からの空家等の利活用に関する相談を受けようとするときは、当該所有者等から空家等相談申込書（様式第1号）により申込みを受けるものとする。

(推薦の要請)

第4条 市長は、協定第3条第1号の規定により一般社団法人茨城県建築士会会長（以下「会長」という）へ会員の推薦を要請しようとするときは、空家等の相談に関する協力依頼書（様式第2号）に、空家等相談申込書の写しを添えて行うものとする。

(建築士の推薦)

第5条 会長は、協定第4条第1号の規定により会員である建築士を推薦しようとするときは、協力事業者選定報告書（様式第3号）により行うものとする。

(建築士の紹介)

第6条 市長は、前条の規定により建築士の推薦を受けたときは、空家等の利活用に関する相談を申し込んだ所有者等に対し、協力事業者決定通知書（様式第4号）により当該建築士を紹介するものとする。

(利活用相談の結果報告)

第7条 前条の規定により所有者等に紹介された建築士は、当該所有者等との相談を完了したときは、速やかに、空家等相談結果報告書（様式第5号）により市長にその結果を報告するものとする。

(建築士の事前推薦)

第8条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、会長は、所有者等からの空家等に関する利活用に関する相談に備えるため、事前にその会員を市長に推薦しておくことができる。この場合において、市長は、第3条の規定による申込みがあったときは、第6条の規定にかかわらず、事前に推薦を受けている建築士を所有者等に紹介する

ものとする。

2 前項の規定により建築士を所有者等に紹介した場合における前条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは、「次条第1項」とする。

(補則)

第9条 この事務処理要領に定めるもののほか、空家等の利活用に関する相談の事務処理に係る必要な事項は、市長が会長と協議して定める。

附 則

この事務処理要領は、平成30年11月12日から実施する。

## 空家等に関する利活用相談事務処理要領

平成30年11月12日決定

(趣旨)

第1条 この事務処理要領は、常総市と一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会との間で締結した空家等対策の推進に関する協定（平成30年11月12日締結。以下「協定」という。）第5条第1項の規定に基づき、空家等の利活用に関する相談における事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この事務処理要領で使用する用語は、協定で使用する用語の例による。

(利活用相談の申込み)

第3条 常総市長（以下「市長」という。）は、協定第3条第1号の規定により所有者等からの空家等の利活用に関する相談を受けようとするときは、当該所有者等から空家等相談申込書（様式第1号）により申込みを受けるものとする。

(推薦の要請)

第4条 市長は、協定第3条第1号の規定により一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会会長（以下「会長」という）へ会員の推薦を要請しようとするときは、空家等の相談に関する協力依頼書（様式第2号）に、空家等相談申込書の写しを添えて行うものとする。

(不動産鑑定士の推薦)

第5条 会長は、協定第4条第1号の規定により会員である不動産鑑定士を推薦しようとするときは、協力事業者選定報告書（様式第3号）により行うものとする。

(不動産鑑定士の紹介)

第6条 市長は、前条の規定により不動産鑑定士の推薦を受けたときは、空家等の利活用に関する相談を申し込んだ所有者等に対し、協力事業者決定通知書（様式第4号）により当該不動産鑑定士を紹介するものとする。

(利活用相談の結果報告)

第7条 前条の規定により所有者等に紹介された不動産鑑定士は、当該所有者等との相談を完了したときは、速やかに、空家等相談結果報告書（様式第5号）により市長にその結果を報告するものとする。

(不動産鑑定士の事前推薦)

第8条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、会長は、所有者等からの空家等に関する利活用に関する相談に備えるため、事前にその会員を市長に推薦しておくことができる。この場合において、市長は、第3条の規定による申込みがあったときは、第6条の規定にかかわらず、事前に推薦を受けている不動産鑑定士を所有者等に紹

介するものとする。

2 前項の規定により不動産鑑定士を所有者等に紹介した場合における前条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは、「次条第1項」とする。

(補則)

第9条 この事務処理要領に定めるもののほか、空家等の利活用に関する相談の事務処理に係る必要な事項は、市長が会長と協議して定める。

附 則

この事務処理要領は、平成30年11月12日から実施する。



## 空家等に関する維持管理相談事務処理要領

平成30年11月12日決定

(趣旨)

第1条 この事務処理要領は、常総市と公益社団法人常総市シルバー人材センター。)との間で締結した空家等対策の推進に関する協定(平成30年11月12日締結。以下「協定」という。)第5条第1項の規定に基づき、空家等の維持管理に関する相談における事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この事務処理要領で使用する用語は、協定で使用する用語の例による。

(維持管理相談の申込み)

第3条 常総市長(以下「市長」という。)は、協定第3条第1号の規定により所有者等からの空家等の維持管理に関する相談を受けようとするときは、当該所有者等から空家等相談申込書(様式第1号)により申込みを受けるものとする。

(維持管理相談の要請)

第4条 市長は、協定第3条第1号の規定によりシルバー人材センター副理事長(以下「副理事長」という)へ空家等の維持管理に関する相談を要請しようとするときは、空家等の相談に関する協力依頼書(様式第2号)に、空家等相談申込書の写しを添えて行うものとする。

(維持管理相談の結果報告)

第5条 シルバー人材センターは、協定第4条第1号の規定により所有者等からの空家等の維持管理に関する相談を受け、これを完了したときは、速やかに、空家等相談結果報告書(様式第3号)により市長にその結果を報告するものとする。

(補則)

第6条 この事務処理要領に定めるもののほか、空家等の維持管理に関する相談の事務処理に係る必要な事項は、市長が副理事長と協議して定める。

附 則

この事務処理要領は、平成30年11月12日から実施する。